

兼業許可基準(事前確認)

- 1.職務の遂行に支障が生じないこと
- 2.心身の疲労により、職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと
- 3.兼業先との間に特別な利害関係がなく、又は発生するおそれがないこと
- 4.大学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがないこと
- 5.職務の公正さ及び信頼性の確保に支障が生じないこと
- 6.企業等において常勤の職を兼ねないこと
- 7.営利企業の事業に直接関与しないこと
- 8.営利企業以外の事業で、その職責が重大な役職に就かないこと
- 9.公私立の学校、専修学校、各種学校等の教育関係機関又は図書館等の社会教育施設の長を兼ねないこと
- 10.入学試験の準備を目的とした予備校又は教室、塾、講座等の講師等の業務を行わないこと

【部局独自の基準】

所属部局の兼業担当係に独自基準の有無を確認

役員
監査役
社外取締役になる

YES

営利企業の役員兼業
総長の許可が必要

申請から
許可書受理まで
2か月～2か月半

NO

営利企業の一般兼業
所属長の許可が必要

申請から
許可書受理まで
2週間～1か月

役員の具体例:

取締役、執行役、業務を執行する社員、理事、支配人、
有限責任事業組合の組合員、発起人、清算人、顧問及び評議員

役員兼業の申請

【役員兼業の例】

- ① 技術移転兼業:教員等が技術移転企業の役員を兼ねる場合
- ② 研究成果活用兼業:教員等が研究成果活用企業の役員を兼ねる場合
- ③ 監査役等兼業:教員等が株式会社等の監査役又は社外取締役に兼ねる場合

! どの役員兼業にあたるかは、所属部局の兼業担当係へ相談し
早めに申請準備を行ってください。

*企業より依頼があった場合のみ



一般兼業の申請

【一般兼業の例】

企業の研究開発・技術指導、経営・法務に関する助言

*企業より依頼があった場合のみ



【申請書類】

兼業許可申請書、兼業依頼状等

※ 任期が2年を超える場合:委員会規定、定款、寄付行為等

許可書
受理

兼業従事
可能

会社
設立

役員
監査役
社外取締役になる

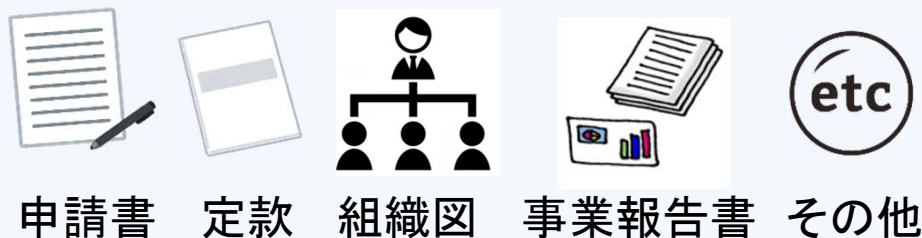
YES 営利企業の役員兼業 総長の許可が必要



*企業より依頼があった場合のみ

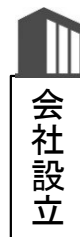
申請準備

申請から許可書受理まで2か月～2か月半



発起人の場合

許可書受理



— 設立前に許可書受理が必要

許可書受理



兼業従事可能



NO 営利企業の一般兼業 所属長の許可が必要



申請準備

申請から許可書受理まで2週間～1か月

※ 任期が2年を超える場合のみ



許可書受理



兼業従事可能



一般兼業の例

企業の研究開発・技術指導

経営・法務に関する助言 等

